



全ト協発第182号(環)

平成28年7月6日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良三



**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導
及び監督の実施マニュアル(トラック事業者編)の一部改訂について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(トラック事業者編)の一部改訂について、周知の依頼文書が発出されました。

本マニュアルは「事業用自動車総合安全プラン2009」において、実効性のある指導監督が行えるよう指針のマニュアル策定が提言されたこと、さらに、今般、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車に係る新免許区分(準中型免許)が創設されたこと等を踏まえ告示の改正が行われたことに伴い、実施マニュアルの一部が改訂されたところです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【当該マニュアル及び指導監督指針に関するお問い合わせ】

国土交通省自動車局安全政策課 鈴木、櫻井

電話：03-5253-8111(内線：41615, 41624)

03-5253-8566(直通)

【本通達に関するお問い合わせ】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

※実施マニュアルについては、全日本トラック協会ホームページより入手願います。



国自安第28号
平成28年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び
監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、当該自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、貨物自動車運送事業者に対しては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「告示」という。）が定められているところです。

上記については、平成21年3月にとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」において、実効性のある指導監督が行えるよう指針のマニュアルを策定することが提言されたことから、平成24年3月に実施マニュアルが策定されているところです。

今般、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の免許受験について、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）が創設されること等を踏まえ、告示の改正を行ったところであり、併せて当該マニュアルを一部改訂いたしました。

つきましては、各事業者が事業用自動車の運転者に対して指導監督を実施する際には、各社の運行実態を考慮し、各社独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用されますよう貴傘下会員に対し周知をお願いいたします。